

## 子ども・子育て支援に関する各種設備・運営基準条例（案）の 函館市の基本的な考え方について

### 1 設備・運営基準とは

子どもの身体的、精神的、社会的な発達のために必要な水準を確保するための基準

#### (1) 国が定める基準

都道府県等（中核市含む）の監督に属する施設等の子どもが心身ともに健やかに育成されることを保障するもの

#### (2) 都道府県等（中核市含む）が定める基準

国が定める基準を踏まえて、都道府県等（中核市含む）が条例で定める基準（最低基準）で、国の基準に従い定めるもの「従うべき基準」（職員に関するもの、施設に関するもの、子どもの健全な発達に密接に関連するもの等）と国の基準を参酌して定めるもの「参酌すべき基準」（従うべき基準以外のもの）がある。

施設の設置者や事業を行う者は、この基準を遵守しなければならない。

### 2 函館市の設備・運営基準についての考え方（案）

以下の考え方に基づいて基準案を作成することとします。

- (1) 国の基準を基本とするが、現在の本市の設備・運営基準が、国の基準を超えている場合は、本市の基準案とする。
- (2) 北海道の現在の基準が、国の基準を超えている場合で、財政負担（市の単独費）の伴わない場合には、北海道の基準を本市の基準とする。
- (3) 子どもの健やかな育成を保障するもので国の基準を超える内容を基準化しようとする場合、財政負担（市の単独費）の伴わない場合には、本市の基準案とする。
- (4) 子どもの健やかな育成を保障するもので国の基準を超える内容であっても、財政負担（市の単独費）が伴う場合には、最低基準化ではなく予算編成において制度の充実を図る方向で検討するものとする。
- (5) 全国一律である国の基準を変更しなければならない理由となる地域の特性が認められる場合には、本市の基準案とする。

### 3 函館市の上乗せ基準案について

#### (1) 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準案

| 項目                     |                   | 国基準  | 函館市基準案  | 説明   |
|------------------------|-------------------|--|---|--|
| 設備                     | 園舎・保育室等の面積<br>(従) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室<br/>1人につき<br/>1.65㎡以上</li> <li>・ほふく室<br/>1人につき<br/>3.3㎡以上</li> </ul> | 左のほかに、乳児室およびほふく室を一の部屋として設ける場合は、満2歳未満児1人につき3.3㎡以上とする旨の規定を加える。              | 北海道の条例において基準化しているため。<br>(施行日：平成25年4月1日)。<br>考え方2(2)                        |
| 旧幼保連携型認定こども園<br>(経過措置) | 職員配置(従)           | 5年間は従前の例によることができる。<br>(従前の例)<br>4時間程度の利用児(3歳以上児)<br>おおむね35人につき1人   | 経過措置を設けない。<br><br>(新基準適用)<br>3歳児<br>おおむね20人につき1人<br>4・5歳児<br>おおむね30人につき1人 | 教育・保育施設の職員配置基準については、子どもに対する公平な教育・保育の提供を行うため統一する。なお、市の単独費は発生しない。<br>考え方2(3) |

#### (2) 児童福祉施設(保育所)の設備・運営基準案

| 項目 |                   | 国基準  | 函館市基準案  | 説明   |
|----|-------------------|--|---|--|
| 設備 | 園舎・保育室等の面積<br>(従) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室<br/>1人につき<br/>1.65㎡以上</li> <li>・ほふく室<br/>1人につき<br/>3.3㎡以上</li> </ul> | 左のほかに、乳児室およびほふく室を一の部屋として設ける場合は、満2歳未満児1人につき3.3㎡以上とする旨の規定を加える。<br><br>(経過措置：この条例の施行の際に認可を受けている保育所については、当分の間、適用しない。) | 幼保連携型認定こども園の基準との整合および北海道の条例において基準化しているため。(施行日：平成25年4月1日)。<br>考え方2(2)<br>(市条例の一部改正) |

### (3) 地域型保育事業の設備・運営基準案

| 項目            | 国基準   | 函館市基準案                                      | 説明  |
|---------------|---|---|---|
| 非常災害対策<br>(参) | <ul style="list-style-type: none"> <li>消火用具・設備の設置，非常災害に対する計画，注意および訓練</li> <li>避難・消火訓練は少なくとも毎月1回行う。</li> </ul> | 国基準に地震や津波などの自然災害を想定した非常災害の対策の実施についての規定を加える。 | <p>現行の函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例に国基準を超える規定があるため。</p> <p style="text-align: right;">考え方2(1)</p> |

### (4) 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準案

| 項目     | 国基準  | 函館市基準案                                      | 説明  |
|--------|--|---|---|
| その他の基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>消火用具・設備の設置，非常災害に対する計画，注意および訓練</li> <li>避難・消火訓練は定期的に行う。</li> </ul> | 国基準に地震や津波などの自然災害を想定した非常災害の対策の実施についての規定を加える。 | <p>現行の函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例に国基準を超える規定があるため。</p> <p style="text-align: right;">考え方2(1)</p> |

### (5) 障がいのある子どもの入所する施設等について

障がいのある子どもの入所する施設等における保育士等の配置については，設備・運営に関する最低基準としてではなく，国の公定価格に新たに運営費の加算として含まれる予定であります。現在，金額等が示されていない状況にあるため，今後，国の動向を見ながら予算編成において市の上乗せ支給について検討することとします。

考え方2(4)

※ 2(5)については，国の基準を変更しなければならない理由となる地域の特性は該当ありません。